

居宅介護支援 重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村

元気ケアプランニングセンターTokyo

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5851-6051 (月～土曜日 9:00～18:00)

担 当

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人長寿村 元気ケアプランニングセンターTokyo
所在地	東京都足立区竹の塚7丁目19番14号
事業所の指定番号	東京都 1372107415 号
管 理 者	阿部 敦子
サービス提供地域	足立区全域、草加市全域、八潮市全域、川口市東部地域

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者(兼務) (主任介護支援専門員)	介護支援専門員 介護福祉士国家資格	1 名		1 名
介護支援専門員	介護支援専門員 主任介護支援専門員 介護福祉士国家資格	1 名		1 名
合 計		1 名		1 名

3. 営業日及び営業時間

営業日

月～土曜日

(ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休業)

営業時間

午前9時から午後6時まで

※事務所不在時については、転送電話にて連絡が可能な体制です。

緊急時は、留守番電話に伝言をお願い致します。確認後折り返します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1)

- ・介護サービス計画作成の依頼
- ・アセスメント（状態・ニーズ・問題）作成
- ・居宅サービス計画案（ケアプラン）作成
- ・サービス担当者会議の開催（居宅サービス計画確定）
- ・サービスの調整（複数の事業所の紹介）
- ・サービスの提供
- ・継続的管理、モニタリング

サービスの選定（公正中立なケアマネジメントの確保）

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 主な事業内容

- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- ・介護保険被保険者の要介護認定に係る申請について、申請代行等必要な協力
- ・要介護認定調査（自治体からの委託業務）
- ・要介護状態にある利用者、又は、その家族の相談及び苦情処理
- ・介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供
- ・その他、居宅介護支援事業に関する事
- ・地域包括支援センターとの再委託事業

(3) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、質の高いケアマネジメントの推進

- ・ケアマネジメントの公正中立性の観点から、訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の事業所について利用者に説明をおこないます（年2回、前期＝3月1日～8月末日、後期＝9月1日～2月末日で上位3位まで割合算出）

(4) 医療等との連携

- ・病院等に入院する場合には退院後の在宅生活へ円滑に移行するため、早期に病院等と情報共有や連携の必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

5. 利用料金

利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(1) (居宅介護支援利用料)

居宅介護支援費

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費 I i	要介護 1・2	1,086	月 12,380 円
(取扱件数 45 件未満)	要介護 3・4・5	1,411	月 16,085 円
居宅介護支援費 I ii	要介護 1・2	544	月 6,201 円
(取扱件数 45 件以上 60 件未満。45 件以上 60 件未満の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	704	月 8,025 円
居宅介護支援費 I iii	要介護 1・2	326	月 3,716 円
(取扱件数 60 件以上。60 件以上の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	422	月 4,810 円

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1 月につき	+300	3,420 円
入院時情報連携加算 (I)	1 月につき	+250	2,850 円
入院時情報連携加算 (II)		+200	2,280 円
退院・退所加算 (I) イ	入院または入所期間中 1 回を限度	+450	5,130 円
退院・退所加算 (I) ロ		+600	6,840 円
退院・退所加算 (II) イ		+600	6,840 円
退院・退所加算 (II) ロ		+750	8,550 円
退院・退所加算 (III)		+900	10,260 円
通院時情報連携加算	1 月 1 回	+50	570 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月に 2 回を限度	+200	2,280 円
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合	+400	4,560 円
特定事業所加算 (I)	1 月につき	+519	5,916 円
特定事業所加算 (II)	1 月につき	+421	4,799 円

特定事業所加算 (Ⅲ)		+323	3,682 円
特定事業所加算 (A)		+114	1,299 円
特定事業所医療介護連携加算		+125	1,425 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(1 km毎に 15 円)が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので、30 日以内にお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6. サービスの利用方法

(1) お電話でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

7. サービス提供の終了

(1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、1 か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

(ウ) お客様が死亡した場合

(4) その他

事業者は、お客様またはそのご家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為及びハラスメントにあたる行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

8. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

基本理念

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じその人らしい日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ② 居宅介護支援サービスの実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。
- ③ 関係区市町村、地域包括支援センター・地域の保険・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ プライバシーの保護に関しては、職員の服務規程に明記し、職員が退職した後も利用者およびその家族に関する個人情報が決して洩れることの無いよう徹底を図ります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプランの作成の手法（全社協在宅ケアプラン作成方法検討委員会作成）

ケアプランの作成の視点（ご利用者およびご家族の視点に立ったプランの作成）

(3) サービス利用のためのポイント

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	有	独自に作成（全社協在宅ケアプラン方式等）
研修の実施	有	年2回の施設外研修 外部研究団体加盟
マニュアルの種類	有	独自に作成
使用する契約書	有	独自に作成
第三者評価の実施及び開示	有	評価機関：ヒューマンウェアコンサルティング株式会社 受講日：令和7年2月26日
その他		

9. 個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務

当事業所の介護支援専門員および当事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

- ・当事業所は、お客様から予め文書で同意を得ない限り、お客様の個人情報を用いませぬ。
- ・当事業所は、お客様のご家族から予め文書で同意を得ない限り、お客様の個人情報を用いませぬ。

(3) 個人情報の利用目的

I、当事業所内部での利用目的

- ①居宅サービス計画書作成・その作成のために必要なアセスメント・評価に関わる利用
- ②介護保険事務
- ③介護保険サービスに関わる管理運営業務の内
 - (ア) サービス開始・利用終了等の管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) 事故等の報告
 - (エ) 介護サービスの向上のために必要な事項

Ⅱ、他の介護事業者等への情報提供を伴う目的

- ①当事業所が利用者様に提供するサービスのうち
 - (ア) 地域包括支援センター・医療機関・居宅サービス提供事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - (イ) 家族等への心身の状況説明
 - (ウ) 公的機関への諸サービス申請・利用時の情報提供
- ②介護保険事務のうち
 - (ア) 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

Ⅲ、上記以外の利用目的

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当事業所内外で行われる事例研究等
- ③外部監査機関への情報提供

(4) 情報開示について

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。但し、ご本人あるいは身元引受人でない方（他の家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。

10.事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償に速やかに応じます。

11.サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当者：阿部 敦子

受付時間 午前9時より午後6時（日曜日・祝日除く） 電話 03-5851-6051

(2) その他の窓口

(ア) 足立区介護保険課事業者指導係

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5111

(イ) 足立区社会福祉協議会 基幹包括支援センター

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒123-0872 足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち

電話 03-6807-2460

(ウ) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

電話 03-6238-0177

12. 高齢者虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止虐待防止責任者を選定します。虐待防止に関する責任者は管理者。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

13. 業務継続に向けた取り組み

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

16. ハラスメントの防止対策

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害される事を防止するための措置を講じます。

- ① ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等をもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ② 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置等を講じます。

17. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
所在地	東京都足立区入谷9丁目15番18号
電話	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 - 1 老人短期入所事業
 - 2 老人デイサービスセンター
 - 3 認知症対応型老人共同生活援助
 - 4 老人居宅介護等事業
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 居宅介護支援事業
 - 4 地域包括支援センター
 - 5 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1. 特別養護老人ホーム	4 か所
2. 養護老人ホーム	1 か所
3. 軽費老人ホーム	1 か所
4. 短期入所生活介護	4 か所
5. 通所介護	2 か所
6. 認知症対応型通所介護	4 か所
7. 認知症対応型共同生活介護	5 か所
8. 訪問介護事業	1 か所
9. 看護小規模多機能居宅介護	3 か所
10. 介護老人保健施設	1 か所
11. 通所リハビリテーション	1 か所
12. 居宅介護支援事業所	4 か所
13. 地域包括支援センター	1 か所
14. サービス付き高齢者向け住宅事業	1 か所
15. 不動産賃貸業	1 か所

【重要事項説明書署名欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

住所 東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

名 称 社会福祉法人長寿村 元気ケアプランニングセンターTokyo

(東京都指定事業者番号 1372107415)

代表者名 理 事 長 神 成 裕 介 印

説明者氏名

印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書の説明を受け、サービス内容及び重要事項について了承しました。

(利用者)

氏 名

印

(代理人)

氏 名

印 (続柄)